

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みづくり

地域学校協働本部運営委員会

2本部の統括的な運営を検討（年2回）

行政関係者、学校関係者

地域学校協働活動推進員、地域住民等

地域学校協働本部

中央中校区、砥用中校区の2本部設置

（学校を核とした地域づくり）

コーディネート会議（推進員を中心に月1回程度）

～地域学校協働活動推進員～（中心的役割）6名

○地域と学校をつなぐコーディネーター

地域や学校からの情報収集・情報共有及び調整
地域住民への働きかけ・人材発掘 等

社会教育法
9条の7
（委嘱できる）

学校支援の会（年3回開催）

～組織の構成～

○学校支援団体または個人 ※（中）10名（砥）13名

○地域学校協働活動推進員 （中）3名（砥）4名

○地域協働担当職員 （中）2名（砥）3名

○教育委員会 若干名

～協議する内容～

○目的の共有・活動内容の確認・交流・成果や課題等

緩やかなネット
ワークづくり

地域学校協働活動（内容）

○学校支援活動

- ・学習支援
- ・部活動支援
- ・環境整備
- ・学校行事
- ・見守り支援
- ・読み聞かせ 等

○地域の教育力活用

- ・地域課題解決型学習
- ・地域の人材によるキャリア教育
- ・地域の人材による郷土学習 等

○郷土学習

- ・郷土史調査学習
- ・フィールドワーク 等

○地域の行事への参加

- ・防災訓練等への参加
- ・伝統行事への参画 等

○ボランティア・体験活動

- ・福祉施設等でのボランティア
- ・職場体験活動 等

○地域づくり・まちづくり

- ・地域安全マップの作成
- ・地域ブランドづくりへの参画 等

コミュニティ・スクール

（地域とともにある学校づくり）

地教法47条5
（設置できる）

学校運営協議会（年5回以内開催）

～協議する内容～

- テーマを決めて熟議（課題解決に向けて・未来に向けて）
- 学校評価・協働活動・PTA活動 等
- 3つの機能への承認・意見

～主な3つの機能～

- 学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、意見を述べるができる

学校の責任者は校長であり、学校運営協議会が学校運営を決定・実施するものではない

～組織の構成～（各学校3回と中学校区2回程度開催）

地域住民、保護者、学校の運営に資する者 5名

地域学校協働活動推進員、学識経験者

学校関係者、教育委員会 ～12名程度～

学校

地域

目標やビジョンの共有して同一歩調

地域が学校運営に参画、ともに考え、実働する

支援から双方向の「連携・協働」へ

自己実現・生きがいづくり・地域の活性化